

令和7年度（2025年度） 女性の職業選択に資する情報公表

特定事業主名：尼崎市長、尼崎市消防長、尼崎市公営企業管理者、尼崎市教育委員会、尼崎市議会議員、
尼崎市選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、尼崎市公平委員会、尼崎市農業委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6%
全職員	76.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	92.8%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.2%
31～35年	92.8%
26～30年	94.2%
21～25年	83.1%
16～20年	90.9%
11～15年	94.2%
6～10年	90.6%
1～5年	84.8%

【説明欄】

職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じている。

- ・ 役職段階ごとの男女の給与はおおむね同水準であるが、近年の新規採用職員に占める女性の割合が高いことから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約88%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約64%である。
- ・ 男性の方が超過勤務等時間が長く、市長事務部局において、一人当たりの超過勤務等手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は約56%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	13.8%

【説明欄】

- 職員が自身のキャリアを見出せるような人事評価面談の実施や上司から部下に対する日頃からの積極的なコミュニケーションを推奨するなど、女性職員の能力が発揮できる環境づくりに努める中で、性別に関係なく、能力や資質等により登用を行っていく。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	11.3%
本庁課長相当職	20.1%
本庁課長補佐相当職	26.7%
本庁係長相当職	25.1%

【説明欄】

- 役職定年者の増加に伴い、一定期間は男性の占める割合の増加が見込まれるが、引き続き、性別に関係なく、能力や資質等により登用を行っていく。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80.8%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	19.0%	0.0%	0.0%	11.1%
1月超3月以下	22.6%	0.0%	100.0%	0.0%
3月超6月以下	20.2%	0.0%	0.0%	33.3%
6月超9月以下	11.9%	9.9%	0.0%	44.4%
9月超12月以下	15.5%	36.6%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	10.7%	31.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	22.5%	0.0%	0.0%

【説明欄】

- ・ 育児休業中の職員の長期不在に対応するため、代替として可能な限り常勤職員を配置するなど働きやすい職場環境の整備に努めており、その確保策の一つとして育休任期付職員の採用・配置を行っている。

V 職員の勤務時間の状況
管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.5時間／月
内部部局等以外	9.2時間／月

【説明欄】

- ・ 男女別の状況は、以下のとおりである。
【内部部局等】男性職員：14.0時間／月、女性職員：9.9時間／月
【内部部局等以外】男性職員：11.7時間／月、女性職員：6.6時間／月

VI 職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
女性職員の割合	37.2%

VII 超過勤務の上限を超えた職員数

区分	令和7年度
上限を超えた職員	312人

VIII 年次休暇の年間取得率

区分	令和7年度
年間取得率	73.9%